

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

東映株式会社
株式会社みずほ

吸収分割に関する事後開示事項

東京都中央区銀座三丁目2番17号
東映株式会社
代表取締役 手塚 治

広島県東広島市八本松町大字吉川 5562 番地 23
株式会社みずほ
代表取締役 寺川 清

東映株式会社（以下「東映」といいます。）及び株式会社みずほ（2021年12月1日付にて株式会社東映ゴルフ倶楽部より商号変更、以下「みずほ」といいます。）は、2021年11月12日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2021年12月23日を効力発生日として、東映がゴルフ事業に関して有する権利義務をみずほに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年12月23日

2. 分割会社（東映）における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 差止請求手続（会社法第784条の2）の経過

東映の株主による会社法第784条の2の規定に基づく差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続等（会社法第785条）の経過

東映は、会社法第785条第3項及び第4項の規定により、みずほは、2021年11月19日付の電子公告をもって、株主に対する公告を行いました。なお、本吸収分割は会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続（会社法第785条第1項の規定による手続）は実施しておりません（同項但書）。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）の経過

東映は会社法第787条第1項第2号に掲げる新株予約権を発行していなかったことから、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続（会社法第789条）の経過

会社法第789条第2項及び第3項の規定により、東映は、2021年11月19日付の官報及び電子公告をもって、債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社（みずほ）に関する法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）差止請求手続（会社法第 796 条の 2）の経過

みずほの株主による会社法第 784 条の 2 の規定に基づく差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続等（会社法第 797 条）の経過

会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、みずほは、2021 年 11 月 19 日付の電子公告をもって、株主に対する公告を行いました。なお、みずほは東映の完全子会社であるため、東映はみずほの特別支配会社に該当し、会社法第 797 条第 3 項括弧書の規定により同項に基づく通知を受けるべき株主に該当しません。よって、同条の規定による手続を行っておりません。

（3）債権者保護手続（会社法第 799 条）の経過

会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、みずほは、2021 年 11 月 19 日付の官報及び電子公告をもって、債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社（みずほ）が分割会社（東映）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

みずほは、本吸収分割の効力発生日である 2021 年 12 月 23 日をもって、本吸収分割契約に基づき、東映がゴルフ事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る変更の登記は、2021 年 12 月 23 日に申請する予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上